

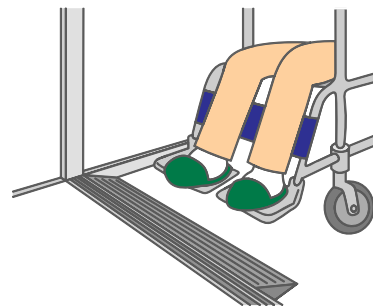
平成19年度 高齢者住宅改造助成事業のおしらせ

「住宅改造助成事業」とは

在宅の要介護（要支援）等の高齢者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成するものです。要介護（要支援）高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的としています。

「住宅改造助成事業」を受けられる方

- 1 阿蘇市に住所を有する方
- 2 4月1日現在で65歳以上の方で、介護保険法の要支援・要介護認定を受けた方及びにこれと同等の程度と認められる方、または、これらの方と同居し、もしくは同居しようとする方
- 3 世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、14万円以下の世帯に属する方
- 4 この事業による助成を受けたことがない世帯に属する方



「助成対象となる場所」

玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護（要支援）高齢者等が利用する部分であって、当該要介護（要支援）高齢者等向けに実施する改造に要する経費とします。

新築、増築及び改築は対象となりません。

「助成額」

助成対象経費の限度額は、65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は 70万円以内 となり、介護保険制度の住宅改修費との併用もできます。

住宅改造にかかった対象経費のうち市からの助成金の限度は2/3となり、1/3は自己負担となります。また、限度額を超えた分も自己負担となります。

ただし、所得状況によっては対象経費の全額助成を受けられる場合もあります。

「手続き」

住宅改造助成事業を申請予定の方は、阿蘇市役所高齢者支援課までご相談ください。

相談の受付期間は、5月1日(火)~6月15日(金)までです。

【問い合わせ先】 高齢者支援課高齢者福祉係 TEL 22 - 3145

防災訓練のお知らせ

土砂災害に対する全国統一防災訓練が5月27日、狩尾地区で行われます。

毎年、全国で土砂災害防止法の区域指定箇所で開催されている土砂災害に対する防災訓練が、県内では阿蘇市（狩尾2区・3区一帯）と山都町で行われます。これは関係機関および住民の連携強化、防災意識の向上を目的に行われるもので、訓練日時は、5月27日（日）午前9時から午後1時です（予定）。参加は、狩尾2区・3区の住民をはじめ、消防団・消防署・警察・県・市・国土交通省・熊本地方気象台などです。訓練時は、防災無線の放送や道路の通行等で皆さまにご迷惑をおかけする場合がありますが、趣旨をご理解の上、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



【問い合わせ先】 総務課防災交通係 TEL 22 - 3111